

当行の考え方

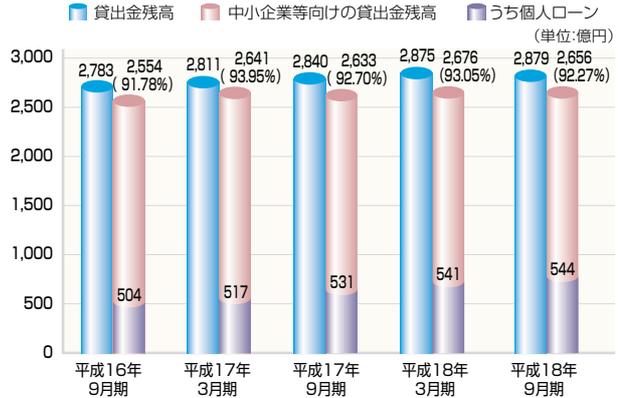
貸出の基本理念について

福岡県内の個人・中小企業の皆さまへの貸出を基本としています。

当行は、“地元で親しまれ、信頼される銀行”を目指して、地域の皆さまの資金需要に対して積極的に取組んでまいりました。特に、個人・中小企業の皆さまへは、変わらぬ姿勢でご要望にお応えしています。この結果、平成18年9月末における貸出金のうち、個人・中小企業等向けの貸出金割合は92.27%、貸出先件数割合は99.89%に達しています。

今後とも引き続き地域金融機関として個人・中小企業の皆さまの健全な資金需要に対する的確にお応えし、地域社会の発展に貢献していきたいと考えています。

貸出金残高及び中小企業等向け貸出金残高の推移



不良債権について

厳格な資産査定を行い、貸出資産の健全化及び劣化の防止にも努めています。

金融再生法に基づく不良債権額(平成18年9月30日現在)は136億77百万円で、総与信額の4.73%となっております。

当行は、堅実経営をモットーに信用リスクの管理強化に努め、また「金融検査マニュアル」で示された、資産査定、引当基準の考え方を踏まえ、自己責任に基づき、かつ外部監査人との合意の

と、十分な貸倒引当金の繰入を実施しております。不良債権に対しての担保や貸倒引当金による保全率は88.38%と高く、残りの部分に対しても自己資本での処理が十分可能です。

今後とも皆さま方の資金需要にお応えしながらも、審査、リスク管理を徹底しながら、資産の健全性維持に努めてまいります。

金融再生法開示債権の保全状況

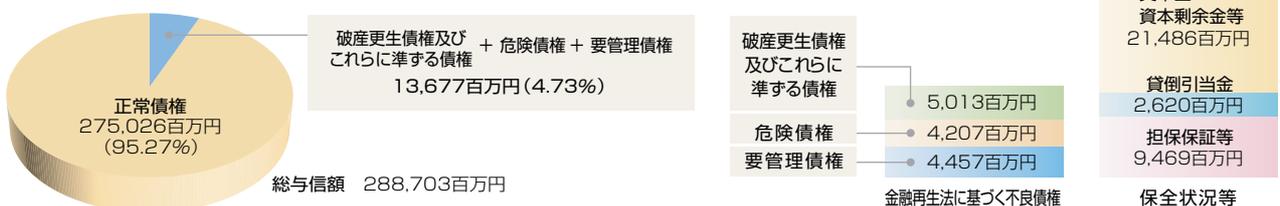
(単位:百万円)

平成18年9月30日	破産更生債権等	危険債権	要管理債権	合計
開示債権額(A)	5,013	4,207	4,457	13,677
担保保証等による保全額(B)	3,821	3,478	2,169	9,469
対象債権に対する貸倒引当金(C)	1,192	568	859	2,620
保全額(D)=(B)+(C)	5,013	4,047	3,029	12,089
開示額に対する保全率(D/A)	100.00%	96.19%	67.96%	88.38%
担保保証等による保全がない額(E)=(A)-(B)	1,192	728	2,287	4,208
引当率(C/E)	100.00%	78.00%	37.58%	62.26%

用語解説

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
- 危険債権とは 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権。
- 要管理債権とは 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
- 正常債権とは 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権。

金融再生法に基づく開示債権



(注) リスク管理債権は貸出金だけが対象ですが、金融再生法開示債権及び自己査定対象貸出は、貸出金以外に外国為替・未収利息・仮払金・支払承諾見返などを含みます。なお、3ヶ月以上延滞債権はありません。

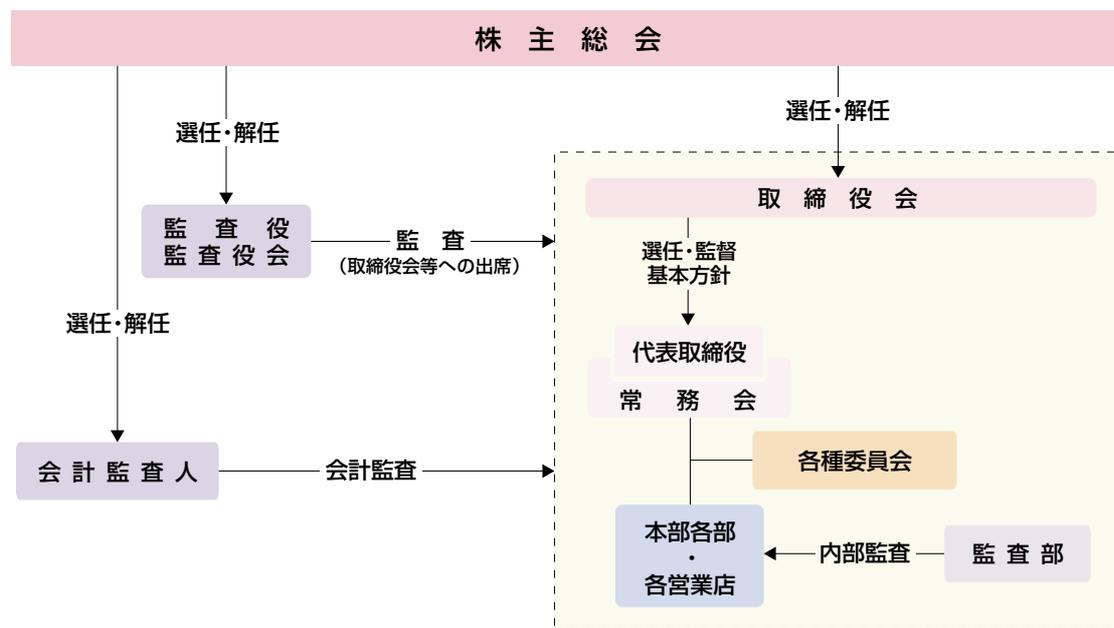
当行の考え方

コーポレート・ガバナンス（企業統治）について

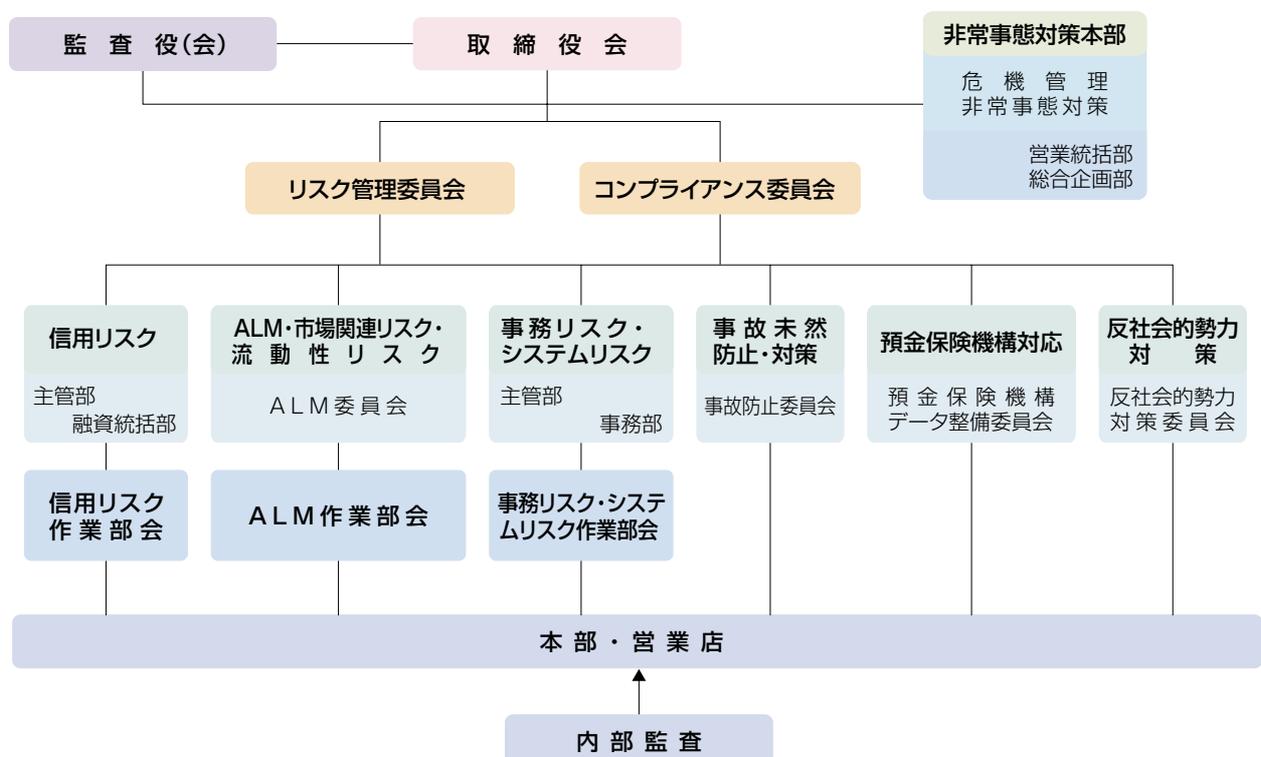
当行は、コーポレート・ガバナンスの重要性が増すなかで地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たすことを柱とした企業倫理を構築することを基本方針として、経営の意思決定の迅速化、責任体制の明確化、取締役会の監督機能強化等に取り組んでおります。

また、リスク管理とコンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」および「コンプライアンス委員会」を設置してリスク管理の強化に努めています。

■ コーポレート・ガバナンス体制



■ 内部管理体制



コンプライアンス(法令等遵守)について

当行は従来から、より地元で親しまれ信頼される銀行を目指してきました。そのためにもコンプライアンス態勢の定着を経営上の最重要課題として位置づけ、その徹底を図るべく全役職員が一丸となって取り組んでおります。

コンプライアンス統括部署の総合企画部を中心に、関係各部と連携して法令やルールに則した業務処理がなされているかをチェックする体制を整備すると共に、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し具体的計画の実践に向け諸活動を展開しております。また、関係各部・営業店にはコンプライアンス責任者・担当者を配置してコンプライアンスの徹底状況をモニタリングすると共に、「コンプライアンス・ガイドブック」に基づく職場研修や啓蒙活動等を通してより高い自己規律や自己責任の企業倫理の構築に努めています。

リスク対応について

金融の自由化・国際化・規制緩和の急激な進展にともない、金融機関が直面するリスクは一段と複雑化・多様化しています。

このような環境の中で当行は、取締役会を頂点としたリスク管理体制を構築しております。

リスクに適切に対応できる体制を一層充実させるため、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」と、その下部組織として関係各部からなる委員会、作業部会を設置してリスク管理の徹底と経営の健全性の維持向上に努めています。

また、非常事態対策マニュアルを策定して、不測の事態に備えています。

〈市場関連・流動性リスク〉

各種市場関連リスク管理体制として、「リスク管理委員会」の下部組織であるALM(資産・負債総合管理)委員会および作業部会を設置し、月1回の委員会開催を通してリスク管理の徹底を図っています。

金利リスク対策として、調達面では金利予測に応じて期間など調達構造の均質化を図り、運用面では市場金利の変動にともない貸出金利を変化させることができるよう短期プライムレート連動型長期貸出金利を導入しています。

また、国際証券部において常時運用資産の点検に取組み、安定的な収益確保を目指すと共に運用と調達の資金ポジションの適切な管理を行うことにより、資金繰りについて常に把握し、流動性リスクを考慮した業務運営を行っています。

〈事務リスク・システムリスク〉

事務・システムリスク管理体制として事務部を主管部とした関係各部からなる作業部会を設置して、リスク管理の充実・強化を図っています。

事務リスク対策として、監査部による総合監査のほかに部分監査を併用して営業店監査を行うほか、事務部事務指導役による臨店指導や自己責任原則に基づく営業店自身による毎月の自店検査を実施するなど、事故の未然防止に取り組んでいます。さらに、事務規定の充実を図り研修等を通して営業店事務水準の向上に努めています。

システムリスクにつきましては、当行のオンラインセンターであるシステムバンキング九州共同センターと共に、元帳の二重化、大規模災害時に備えたバックアップセンターの設置など、非常事態対策も講じています。

〈信用リスク〉

信用リスク管理体制として融資統括部を主管部とした関係各部からなる作業部会を設置して、リスク管理の充実・強化を図っています。

当行では銀行の重要な資産である貸出金の健全性を堅持し、厳格な信用リスク管理の維持を図るため従来より審査部門と推進部門を分離し、審査の独立性・客観性を確立させることにより個別案件ごとに厳正な審査を行っています。

さらに、各種信用情報や“カスタマー”による企業の経営分析と“アラーム管理システム”による倒産の事前チェックなどを行い、不良債権発生防止に努めると共に信用格付の導入や信用リスクの計量化(与信先の債務不履行等で債権が回収不能になる可能性を数値化して把握すること)にも取組み、より高度な融資運営を目指しています。

また、自己査定につきましては、金融庁が公表した「預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアル」を踏まえて、自己責任原則に基づきかつ外部監査人との合意のもと制定した自己査定基準に従って厳格に実施しています。

- 「市場の変動に伴って資産、負債等の価値が減少するリスク」を市場リスク、「金融機関に対する信用低下や運用・調達の極端な不一致から急速な資金の流出に対応できなくなるリスク」を流動性リスクといいます。
- 「事務面での事故や不正に係わるリスク」を事務リスクといい、「コンピューターシステムの障害や不正利用等により損失を被るリスク」をシステムリスクといいます。
- 「貸出先の経営悪化で貸出した資金の元本回収ができない、ないしは利息収入が得られないなどのリスク」を信用リスクといいます。